

徳大労組 第21回定期大会

(日時) 2024年6月29日(土) 13:00~16:00

(会場) 蔵本会館



徳島大学教職員労働組合

徳島大学教職員労働組合 第 21 回定期大会 議案書

目 次

第 1 号議案	2024 年度役員等選挙結果に関する件	2
第 2 号議案	2023 年度の活動報告に関する件	4
第 3 号議案	2024 年度の活動方針に関する件	9
第 4 号議案	2023 年度 (23 年 6 月 - 24 年 5 月) 会計決算報告に関する件	16
第 5 号議案	2024 年度 (24 年 6 月 - 25 年 5 月) 会計予算に関する件	16
付録	徳島大学教職員労働組合同規約	19
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	24
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	25
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	26
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	27

2024 年 5 月 31 日

徳島大学教職員労働組合
2024 年度役員選挙並びに第 21 回定期大会代議員選挙の結果について

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会
委員長 新田元規
委員 伏見賢一
委員 今井靖代



徳島大学教職員労働組合同規約第 14 条及び第 22、23 条に基づく 2024 年度役員選挙、並びに同規約第 9 条に基づいて 2024 年 6 月 29 日（土）に開催予定の第 21 回徳島大学教職員労働組合定期大会代議員選挙に関し、2024 年 5 月 23 日（木）から 5 月 30 日（木）まで投票を実施し、投票締切後に即日開票を行いました。以下、その結果をご報告します。

記

1. 投票総数及び投票率

公示時 有権者数	投票 総数	投票 率
131	91	69.5%

※投票総数は公示時有権者数の 3 分の 2 を超えており、本選挙は成立しました。

2. 選挙結果

別紙の通り候補者全員が有効票の過半数を得ており、信任されました。

以 上

2024年度役員選挙・第21回組合定期大会代議員選挙開票結果

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会
委員長 新田元規
委員 伏見賢一
委員 今井靖代



1. 徳島大学教職員労働組合 2024年度役員

(有効票数91)

中央執行委員長	(1名)	山口裕之	87	票
中央副執行委員長	(1名)	齊藤隆仁	88	票
書記長	(1名)	吉岡宏祐	90	票
書記次長	(1名)	田中章子	90	票
会計	(2名)	浅田 沢	90	票
		中島孝子	90	票
監査委員	(2名)	堤 和博	90	票
		篠原佳奈	90	票
選挙管理委員	(3名)	熊坂元大	89	票
		大村和人	90	票
		野田実季	91	票

2. 徳島大学教職員労働組合 2024年度 教職員支部選出役員

(有効票数91)

中央執行委員	(3名)	河野 理	90	票
		坪内裕子	90	票
		中村 豊	90	票
中央委員会委員	(5名)	内山八郎	90	票
		荒武達朗	90	票
		藤原茂樹	90	票
		兒島雄志	91	票
		梶田敬介	90	票

3. 徳島大学教職員労働組合 第21回定期大会 教職員支部選出代議員

(有効票数90)

山口博史	89	票
塩川奈々美	89	票
端野晋平	89	票
富永幸子	89	票
森 理恵	89	票
伊藤桃代	89	票
岩佐幸恵	87	票
山内曉彦	89	票
吉田文美	89	票
齋場和彦	87	票

1. 2023 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の 3 つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

上記方針にもとづき、7 月 31 日に、毎年恒例となっている学長・病院長あての要望文書を提出し、学長懇談・病院長懇談に臨んだ。要望項目は、①政府・財界主導の「大学改革」への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③全教職員に関連する事項について。④教員の労働条件改善について。⑤事務職員の労働条件改善について。⑥パート職員・契約職員の労働条件改善について。⑦病院職員の労働条件改善について。以上 7 点。それぞれにつき概要を具体的に報告する。

最初に、今年度獲得した成果の一覧を示す。

★獲得した成果

- ・国歌斉唱について、社会情勢等も見極め当面静観していくとの回答を得た。
- ・人事院勧告に準拠して、4 月に遡って給与増額となった。
- ・医員の給与改善について、4 月から医員の日給は 600 円、研修医・修練歯科医の日給は 500 円上がった。
- ・夜勤専従の期間中に年休・夏休が取得可能であることを看護師長に周知することとなった。
- ・大学祭において自衛隊の出展につき、戦闘車両の展示や制服を着ての記念撮影を取りやめ、音楽隊の演奏と災害支援のパネル展示のみとした。来年度については自衛隊の出展は行わない

との回答を得た。

以下の文中の上記成果に関連する部分に、★印をつける。

1) 誇りに思える職場づくり

【第一回学長懇談】

10 月 16 日に学長懇談を開催し、先述の 7 点のうち、病院に関する⑦以外の 6 点について意見交換を行った。大学側の回答と組合側の見解は以下のとおり。

① 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

〈組合側主張〉：産学連携の推進により、研究の自由が阻害されないよう、引き続きお願いしたい。

〈大学側応答〉：本学の収支シミュレーションを踏まえながら、真摯に皆様と検討していきたい。

高等教育機関において、研究の自由の保証は最も重要なことのひとつであると考えている。

大学本部・執行部においても研究の自由が阻害されないようにしたい。

② 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

〈組合側主張〉：軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求める。国歌斉唱については、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求める。

〈大学側応答〉：軍学共同研究に関しては、引き続き慎重に対応したい。国歌斉唱については、社会情勢等も見極め当面静観してまいりたい。

③ 全教職員に関連する事項について

1) 〈組合側主張〉：新規採用教職員への大学オリエンテーションの際の組合説明会の実施を求めたい。

〈大学側応答〉：対面となった場合、従前通り休憩

時間等に、オリエンテーションとは別に、組合として説明会を実施することは差し支えない。

2) 〈組合側主張〉:今年度は人事院勧告が増額改定となる見込みである。最低でも勧告の完全実施(4月に遡っての支給)を求めたい。

〈大学側応答〉:今年度の人事院勧告への対応については引き続き検討中である。

3) 〈組合側主張〉:国立大学運営費交付金の在り方を見直すよう、国立大学協会等を通じて政府への働きかけを強めることを求めたい。

〈大学側応答〉:国大協の会長から文部科学大臣宛てに要望書を提出している。

4) 〈組合側主張〉:蔵本駐車場について、引き続き1他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、2朝の出勤時間帯の混雑緩和策、3 無料駐車券の配布基準の見直しを希望したい。

〈大学側応答〉:1 駐車場委員会の決定を尊重したい。2 西側ゲートを利用してほしい。3 駐車場委員会の決定を尊重したい。

④ 教員の労働条件改善について

1) 〈組合側主張〉:年俸制教職員に住居手当と扶養手当、大学院担当手当を付けることを求めたい。

〈大学側応答〉:住居手当・扶養手当・大学院担当手当の支給は難しい。

2) 〈組合側主張〉:雇用期限付きの教員が育児休業や介護休業等を取得した場合、休業期間を雇用期間から除外することを求めたい。

〈大学側応答〉:雇用期間が10年を超える場合への対応や、不公平感が生じないようにという観点からも、延長ということは難しい。

3) 〈組合側応答〉:退職や異動で教員に欠員が出た場合の補充をスムーズに進めることを求めたい。

〈大学側応答〉:発議されたものについては、全学人事委員会で時間がかからないよう、スムーズに対応することを心がけている。

4) 〈組合側応答〉:教務委員長や入試委員長など、部局ごとの委員会の長にも手当を付けることを検討いただきたい。

〈大学側応答〉:役職の責任度合いを勘案して、現状においては難しい。加えて、財政状況からも新設は困難である。

⑤ 事務職員の労働条件改善について

1) 〈組合側主張〉:事務職員の部長級・課長級への内部からの登用につき、引き続き拡大することを求めたい。

〈大学側応答〉:内部登用についてであるが、法人化以降そうした取り組みは積極的に進めており、現状では部長職が7名中5名、課長級については93%が内部登用となっている。

2) 〈組合側主張〉:今年度より定年延長が実施されているが、従来の定年年齢を超えた場合には給料がそれまでの7割となる。業務内容が同じで給料が3割減というのは明らかにおかしいので、改善を希望したい。

〈大学側応答〉:60歳を超える人の給与水準は国家公務員を参考にしている。

⑥ パート職員・契約職員の労働条件改善について

1) 〈組合側主張〉:パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求める。

〈大学側応答〉:5年目まで拡充するとおよそ2600万円必要となる。運営費交付金が毎年1億円減少する中で増を図ることは難しい。

2) 〈組合側主張〉:パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求める。

〈大学側応答〉:正規職員と非正規職員の立ち位置が違う。そうした点と財政事情を考慮すると現状では困難である。

【病院長懇談】

学長懇談に先立ち、10月10日に実施した。病院職員の待遇改善として、下記5点について意見交換を行った。

① 医師の働き方改革に関して

〈組合側主張〉：2021年度診療科別残業最大時間に関するデータによれば、残業時間に関する最大値は750時間以下となっており、A水準が規定する960時間に必ずしも移行しなくても良いのではないか。

〈病院側応答〉：院内業務に関して言えば、750時間を超える人はいないので、次年度以降も残業時間の最大値の変更を行う考えはない。

② 医員の日給について

〈組合側主張〉：今年の春闘では3.58%の賃上げ、人事院勧告でも若年層が中心とはいえ平均0.96%の引き上げが勧告された。ただし、医員の日給はそれとリンクしていない。

〈病院側応答〉：今年の4月から医員の日給は600円、研修医・修練歯科医の日給は500円上がっている。★

③ 看護師の待遇改善について

〈組合側主張〉：鳴門病院の事例に即して大学病院でも看護師手当の基本給化について検討していただきたい。

〈病院側応答〉：大学病院としての医療を維持する必要があるので、そのバランスを考えて検討する。

〈組合側主張〉：夜勤専従の期間中に年休・夏休が取得可能であるということについては看護師長に周知するようにしていただきたい。

〈病院側応答〉：看護師長に制度について周知する機会を設けようと思う。★

④ 病棟クランクについて

〈組合側主張〉：クランクの契約職員化と賞与の支給を要望する。

〈病院側応答〉：代表者との間で、業務改善の話し合いをしている。ただ待遇改善については引き続き話し合いをしていきたい。

⑤ 医員の待遇改善について

〈組合側主張〉：医員への住居手当の支給などの待遇改善策の検討をお願いしたい。加えて、医師の働き方改革について、現場にいる中堅以下の医師の声を反映してほしい。医師のタスクシフトに関して、現場の人間と話し合う機会を設けていただきたい。入職時の健康診断の費用を病院側負担にしてほしい。年休の取得について、年休を取ってはいけないというのが暗黙の了解になっている。病院として診療科等の現場の管理者に周知徹底してほしい。

〈病院側応答〉：年休取得については診療科等と相談していききたいと思う。働き方改革について、診療科長や技術系職員等で構成される委員会を組織しているので、若い人の意見も吸い上げていきたい。タスクシフトされる側が過重労働にならないよう、意見を聞いていきたい。健康診断に関しては、難しいかと思うが、予算については検討していききたい。

【第二回学長懇談】

2023年度の人事院勧告が閣議決定されたことを受けて、11月24日、第二回の学長懇談を行った。話題は下記の3点である。

① 人事院勧告への対応について

〈組合側主張〉：本学の給与規則第13条の4において「基本給月額、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする」とされている。この規定により、財政上は減額する必要性がないにもかかわらず、人事院勧告準拠を名目に給与が減額された前例もある。そうした点も踏まえて、今年度の対応も検討することを希望する。

〈大学側回答〉：人事院勧告については、厳しい財政状況ではあるが、人事院勧告と同様の給与改定を実施する。★

② 年俸制教員に対する各種手当について

〈組合側主張〉：50歳・教育歴20年の人を教授で雇う場合、月給制と仮定した場合には教育職何級何号俸になるのかと、年俸制の場合は何号俸になるのか。

〈大学側回答〉：月給制の場合：俸給5級30号俸（年間給与額8,144,839円）

年俸制の場合：16号俸（年俸8,400,000円）

〈組合側主張〉：40歳・教育歴10年の人を准教授で雇う場合、月給制と仮定した場合には教育職何級何号俸になるのかと、年俸制の場合は何号俸になるのか。

〈大学側回答〉：月給制の場合：俸給4級30号俸（年間給与額6,708,370円）年俸制の場合：14号俸（年俸7,200,000円）

〈組合側主張〉：年俸制職員に対して付与する諸手当を月給制の職員よりも減らすことになった経緯やその合理的根拠についての説明を求める。

〈大学側回答〉：前提として、月給制と年俸制は異なる給与制度であり、横並びで比較することは困難である。しかしながら年俸制の俸給表作成時には諸手当も考慮した上で設計されており、月給制とは異なる給与制度ではあるが制度上、均衡が取れていると考える。

【その他の取り組み】

1) 大学祭での自衛隊音楽隊の演奏についての質問

2023年度の常三島祭において、自衛隊の宣伝広告活動と受け取られかねない活動を許可しないし容認された経緯や理由等について学長宛に質問状を送付した。以下の回答があった。

1 音楽活動のみに限る。2 災害復旧支援に関するパネル展示のみは認める。3 教育討論会の形で、自衛隊について認識を深めるイベントを開催する。4 次年度は行わず、今回に限り認める。★

2) 国立大学法人法改正に反対する声明を表した。(11月)。

3) パレスチナにおける平和の実現に向けて引き続き尽力することを求め、内閣総理大臣と外務大臣あてに送付した(12月)。

4) 国立大学学費の大幅値上げに反対する声明を表出した(2024年6月)。

2) ネットワークづくり

新型コロナウイルスが一段落したため、10月23日(月)、2月28日(水)、3月15日(金)に蔵本事務所にて組合カフェを開催した。毎回5-6名の参加があり、組合活動アピールのため今後も開催を継続する予定である。また、3月1日(金)に送別会をおこない16名の参加があった。

徳島労連や医労連との協力関係も引き続き良好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は112号を迎え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実に高まっている。組合員対象の「中執便り」も176号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応、4月の病院オリエンテーションでの組合説明などを実施した結果、23年度中(23年7月1日～24年6月1日現在)に8名の新規加入があった。2名の退職、0名の退会で、差し引き6名の増加(ちなみに22年度は10名減少、21年度は5名増加、20年度は21名の増加)。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

<対外活動の記録>

- 全国大学高専教職員組合(全大教)
(単組代表者会議・教研集会等)

- ・ 2023年9月9日(土) 10:00~18:00 全大教第31回教職員研究集会 @Web (山口、内山、河野、齊藤、吉岡)
- 10日(日) 10:00~16:00 @Web (山口・内山)
- ・ 11月25日(土) 13:00~17:00 全大教秋・冬季の合同地区別単組代表者会議 @Web (河野) 自衛隊について報告、全国的に同様の催しが開催されている模様
- ・ 3月2日(土) 10:30~17:00 合同地区別単組代表者会議@Web (吉岡)

(中央執行委員会関係)

- ・ 9月25日(月)13:00~15:30 全大教議題調整会議(山口)
- ・ 全大教新聞 4面「単組からのレポート」(2023年12月号)

●徳島県労働組合総連合(徳島労連) & 徳島県医療労働組合連合会(県医労連)

- ・ 8月24日(木): 県医労連第51回定期大会 @アスティとくしま(田中)
- ・ 10月1日(日) 10:00~13:00 徳島労連第35回定期大会@アスティとくしま(吉岡)
- ・ 2月1日(木) 18:30~20:30 徳島労連第34回中央委員会@ふれあい健康館(吉岡)

●徳島県国家公務員労組共闘会議(徳島県国公)

- ・ 9月12日(火) 18:30~19:30 県国公幹事会(吉岡)

●その他

- ・ 9月20日(水)「心理的安全性を高める実践技術」に関する講座(オンライン)(田中)
- ・ 11月16日(木) 13:00~15:10・過労死等防止対策推進シンポジウム(齊藤・吉岡)
- ・ 衆参院の国会議員まわり 4月24日(水)(山口)

1. 基本方針

●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決めするという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7 対 1 看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を 5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行システムの実施上での問題点を調査検討し改善

策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」(学校教育法 83 条)ができるよう財政基盤を整備すること。

●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。
- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自

治・自律的な機能を十分に発揮すること。経営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。

- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第 21 条第 2 項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会での審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

2. 2024 年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは次に掲げる 3 つの活動方針で 2024 年度の組合活動を実施していく。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部局長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、活動に取り組む。具体的には、後述の内容を「2024 年度学長・病院長への要望」として、中央委員会・定期大会の議を経て大学側に提出する。

- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。

- ① 組合員同士が交流できるように、懇親会をな

るべくたくさん開催する。

- ② 徳島労連などのイベントも組合員に紹介し、参加を募る。
- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とする。

3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動する。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかける。他大学の例を参考に説明会の工夫を重ねる。
- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続する。看護師向けの広報活動について有効な方法を検討し、実施する。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポスドクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開する。

2024 年度学長・病院長への要望

例年、中執だよりなどで組合員の声を集約して要望文書を作成しています。以下の要望をもとに中央執行委員会で要望文書を作成し、大学側に提出します。要望文書案は、提出前に中執だよりで組合員のみなさまにお諮りし、ご意見を反映させます。

1. 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

- 1) 運営費交付金の削減等、「大学改革」政策への対応につき、引き続き協議を希望します。
- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合との協議を行ってください。

- 3) 産学連携の推進により、研究の自由が阻害されないよう、引き続きお願いいたします。

本件につきましては昨年度の学長懇談の際に確認しました。引き続きよろしくお願いいたします。

2. 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑みた対応を求めます。
- 3) 大学祭における自衛隊の出展について引き続き慎重な対応を求めます。

1) 2) 本件につきましても昨年度の学長懇談の際に確認しました。大きな変更をお考えの場合には事前に組合との協議を希望します。

3) 昨年大学祭における自衛隊の出展については、戦闘車両の展示や制服を着ての記念撮影を行わないようご指導いただくとともに、音楽隊の演奏や災害支援のパネル展示に関しても、毎年ではなく今回に限るとのご回答をいただきました。大学祭における自衛隊の出展については引き続き慎重な対応を求めます。

3. 全教職員に関連する事項について

- 1) 今年度は人事院勧告が増額改訂となる見込みです。最低でも勧告の完全実施（4月に遡っての支給）を求めます。
- 2) 国立大学運営費交付金の在り方を見直すよう、国立大学協会等を通じて政府への働きかけを強めることを求めます。
- 3) 蔵本駐車場について、引き続き①他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、②朝の出勤時間帯の混雑緩和策、③無料駐車券の配布基準の見直し、④通勤

する職員分の駐車スペースの確保を希望します。

- 4) 燃料価格の高騰を踏まえた通勤手当の増額を求めます。

1) 今年の春闘では多くの民間企業が大幅な賃上げを行っております。それに伴って、人事院勧告も増額改訂となる見込みです。4月16日付で今年度の大学予算についての質問状を出したところ、5月7日付で「民間企業の賃上げ状況を踏まえた人事院勧告による増を計上しております」とのご回答をいただいております。

本来、国立大学法人の給与水準は各法人が労使交渉により独自に定めるべきものであり、組合としては人事院勧告以上の賃金改定を希望しますが、最低限度として、人事院勧告の完全実施（4月に遡っての支給）を求めます。

また、現在のところ、国家公務員では地域手当が3%のところ、徳島大学では2%となっております。この点の改善も引き続き求めます。

11月～12月の時期に、来年度の予算編成についての要望をいたします。

2) ご承知の通り、1999年度を最後に戦後長らく続けられてきた「積算校費制」が廃止され、2000年度以降は、従来とほぼ同額が「教育研究基盤校費」として一括して渡されることとなりました。2004年度の国立大学法人化以降およそ10年間にわたって、その額から毎年1%が減額されてきました。こうした予算削減に対して、各国立大学法人は主に人件費の抑制（事務職員の非正規化や教員数の削減等）によって対応して参りました。

そうした対応が可能であったのは、日本経済が20年以上にわたってデフレで、人件費や物価が上昇してこなかったからです。ところがコロナ禍による供給不足やウクライナ戦争による資源供給の停滞などにより大幅な物価高となり、それに伴って今春は民間企業の多くが賃上げに踏み切っております。そうした状況にあって、これまでのデフレを前提とした運営費交付金の

制度矛盾が露呈しております。

徳島大学としても、国立大学協会等を通じて、政府に対して運営費交付金の制度の見直しを求めていくことをお願いいたします。

3) 蔵本駐車場については、以前より要望を続けております。以前「公務で蔵本地区に行った場合の無料駐車券の支給」についてご検討をいただきました。蔵本駐車場委員会はその提案を拒否するという結論を出しましたが、この点について、学内の教職員から大きな不満の声を聞いております。再度の検討を依頼したいと思います。

蔵本地区の駐車料金が高額であることについても、引き続き不満の声が出ております。駐車料金につきましても、引き続き減額を検討されることを希望します。

蔵本地区駐車場では、他にも、朝の出勤時間帯にゲートが混雑して入構に時間がかかるなどの問題が発生しております。教職員専用のスペースを設けるなどの対応を希望します。

組合としては、教職員に対するアンケートを実施して、要望を集約する予定です。

4) 通勤のため交通機関等を利用する職員に対しては、職員給与規則ならびに人事院規則に基づき、55,000円を限度とした額が現在支給されています。とはいえ、今般の燃料価格の高騰のため、交通機関各社は運賃の値上げに踏み切っているのが実情です。たとえば、昨年10月より、徳島と京阪神を結ぶ高速バスの運賃は10%前後値上げすることとなりました。こうした状況に鑑み、燃料価格の高騰を踏まえた手当の増額を求めます。

また、あゆみの森保育園では、交通費の支給額が5,000円を上限として据え置かれているようですので、上述の理由によりその増額を求めます。

4. 教員の労働条件改善について

- 1) 年俸制教職員に住居手当と扶養手当を付けることを求めます。
- 2) 退職や異動で教員に欠員が出た場合の補充をスム

ーズに進めることを求めます。

- 3) 教務委員長や入試委員長など、部局ごとの委員会の長にも手当を付けることをご検討ください。
- 4) 学会・研究会等への参加に伴う子どもの旅費もしくは託児関連費用の補助を求めます。
- 5) **任期付き教員等の産休・育休・介護休暇にともなう任期延長を求めます。**

1) 昨年度からの継続案件です。引き続き、協議を希望します。

2) 多くの部局では、退職や異動で教員の欠員が出た場合の補充がスムーズに進まず、教員の多忙化が進んでおります。部局による人事計画のスムーズな実現にご協力をお願いいたします。

3) 現状では「組織の長」にのみ手当がついておりますが、学部の実務を担う各種委員会の中でも、教務委員長や入試委員長は多忙で責任も重い役職となっております。また昨今、教授の人手不足から准教授が委員長職にあてがわれる場合も出てきているようです。そうした場合に対応するためにも各種委員長職への手当てを検討することが望まれます。

4) 学会・研究会等へ参加するにあたっては、普段子どもが通園する幼稚園や保育園が閉所している場合が想定されます。こうした状況下にあっても、育児と研究活動の両立を支援すべく、学会・研究会等参加に伴う子どもの旅費の支給、もしくは託児関連費用の補助についてこれをご検討ください。

5) **産前産後休業・育児休業・介護休業の取得は法律により認められています。任期付きポジションにある教職員もその例外ではありません。本件については、昨年の懇談の際に、雇用期間が10年を超える場合への対応や、不公平感が生じないようにという観点から延長ということは難しい、との回答を得ました。現状の改正労働契約法のもとでは、休業期間も雇用期間に含まれるため、それが10年を超える場合には無期労働契約への転換**

権が発生することも想定されます。そうした現状を踏まえ、たとえば、5年任期の雇用に限り、休業取得にともなう任期延長を認めるなどの柔軟な対応をご検討ください。

5. 事務職員の労働条件改善について

- 1) 事務職員の部長級・課長級への内部からの登用につき、引き続き拡大することを求めます。
- 2) 昨年度より定年延長が実施されていますが、従来の定年年齢を超えた場合には給料がそれまでの7割となります。業務内容が同じで給料が3割減というのは明らかにおかしいですので、改善を希望します。

1) この件に関して、現在の課長級以上の内部登用者数についてご教示ください。内部人材の育成と登用を進めることは、職員のモチベーションアップにつながりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

2) 国家公務員の定年延長に準拠して、2023年度から定年年齢を2年に1年ずつ引き上げ、それに合わせて、給与は従来の7割とする、役職者は60歳を過ぎたあとは役職を降りるなどといった対応が行われております。希望する人が長く働けることは喜ばしいですが、「給料が7割だが、10割もらっている人と同じように働け」というのは、同一労働同一賃金の原則に明らかに反しております。

また、国立大学における役職者の多くは異動官職が占めていますが、そうした人たちへの対応について詳細は未定とのこと。機械的に「国家公務員準拠」とするのではなく、国立大学の実態に即して主体的に制度設計を行う姿勢が望まれます。

さらに、定年延長が新規採用の抑制にならないように十分な配慮が必要だとも考えます。

定年延長に伴い、その完成後には従来の「再雇用制度」は消滅するとのことですが、将来的

な年金支給年齢の引き上げも見越して、70歳までの再雇用制度などについて検討を始めるべきだと考えます。

6. パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。
- 3) 病院の病棟クラークを「契約職員」として雇用することを求めます。

1) 2) 昨年度より継続の案件です。この件につきましても昨年10月16日の学長懇談で意見交換をいたしました。とりわけ、年末年始の時期は休みが多く、時給制の職員は大きな減収となっております。そうした部分を補填する意味合いを込めて12月期に賞与を支給するなど、要望の強いところ、可能などころから実現していくことを希望します。

3) 病院の病棟クラークは、入院時のオリエンテーションや手続き説明等、患者の個別性を配慮しながらの対応が求められ、高度な接遇マナーとともに病棟の顔として勤務しております。しかし、待遇としては「パート職員」で、賞与の支給がありません。そうしたことから定員の欠員が続いており、応募してきた人も業務内容の複雑さによる負担から数日間の職場体験で辞めていく場合が多いとのこと。そうした状況を改善するために、契約職員として雇用することで賞与を支給することを病院側に求めています。残念ながら動きが鈍く、これまでのところ改善の見通しが立っておりません。今いる貴重な人材を残し、次期勤務者育成の役割を担ってもらうためにも処遇改善は必要です。病院の収益は大学全体の大きな柱となっておりますので、学長側としてもこの件につきご関与いただきたいと思います。

7. 病院職員の労働条件改善について

①医員・研修医等について

- 1) 「医師の働き方改革」に適切に対応することを求めます。
- 2) 医員・研修医・修練歯科医（以下、「医員等」）のさらなる日給の増額を求めます。
- 3) 医員等の適切な労働時間の把握を行うことを求めます。
- 4) 医員等に対して、適切な時間外勤務手当の支払いを行うよう求めます。
- 5) 医員等に対して、適切な年休付与を求めます。
- 6) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求めます。
- 7) 放射線取扱手当の増額を求めます。

1) 本件につきましては昨年度の病院長懇談の際に確認しました。引き続きよろしくお願いたします。

2) 医員の日給につきましては、2008年以來15年ぶりに増額されたとの話を昨年の病院長懇談の際に伺いました。引き続き医員の日給の増額を求めます。

3) ～5) につきましては、毎年同様の内容を要望しております。要望に対応していただき、一定の改善がみられることは承知しておりますが、引き続き取り組みをお願いいたします。

6) につきましては、医師だけでなく歯科医師の働き方改革や労働条件改善に向けて、病院全体として取り組んでいただきたいと思います。

7) 現在、本院の放射線取扱手当は1日当たり230円となっております。しかし、国家公務員の一般的な手当額は1日当たり350円または1月当たり7000円となっており、当院の手当額はこれを大幅に下回っているのが実情です。

本院の給与規定は人事院勧告に準ずるとされているため、当院の放射線取扱手当も人事院の定める額に合わせる、もしくはそれ以上に引き上げることを要望いたします。

②看護師等について

- 1) 看護職手当の基本給化をご検討ください。
- 2) 日本看護協会の「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に遵守し、そのために必要な人員の確保に向けて、引き続き努力をお願いいたします。
- 3) 病棟クラークの業務量が多いことや人手不足の実態に鑑み、契約職員として賞与を支給するなどの労働条件改善を求めます。
- 4) 医療関係職種の給与の改善を求めます。

1) 本件に関しましては、令和4年度に看護職員処遇改善に係る1万2,000円の配分がございました。また、2024年診療報酬改定において「ベースアップ評価料」が盛り込まれております。こうした各種手当の履行に際しては、残業代・ボーナス・退職金に係る処遇改善効果を増大させるためにも、基本給の改善としてこれを実現していただくよう求めます。

鳴門病院では、看護師の待遇改善のための診療報酬を活用し、さらに病院側の財源を投入して、看護師を始めとする職員の給与の大幅増額を実現しました。医労連からの報告によりますと、「22歳看護師アップ額13,550円、年間216,800円」、「35歳看護師アップ額11,350円、年間181,600円」、「51～59歳看護師アップ額10,600円、年間169,600円」などとなっているそうです。近隣の病院の待遇がこれほど改善すると、徳島大学病院の求人に対する応募の減少や現員の流出などが懸念されます。デフレ基調の経済からの脱却のためにも、公的存在としての徳島大学病院は率先して賃上げや待遇改善に向かわれることを希望します。

2) 継続案件です。フルタイム勤務者の夜勤回数、時間が多く精神的、身体的負担となっています。夜勤勤務者確保のために、夜勤専従者を配置していますが、夜勤専従者は限られた10名であること、従事する期間が自分では決めることができない、夜勤専従期間中日中の研修に参加できないな

どなど制約がある状況です。長時間の夜勤労働は心身に負担がかかるという点と人材育成の妨げとなることから夜勤専従者を増やす、時短勤務者に夜勤復帰するよう求めるのではなく、それ以外の方法で安定した夜勤勤務人材確保に向けて引き続きよろしく願いいたします。

3) 継続案件です。

病棟クラークの労働条件については、昨年、一昨年と看護部長（当時）との懇談を複数回にわたって実施し、また看護部内での話し合いも持たれるなど、看護部としても現場の声に向き合う姿勢を示していただいていると認識しております。様々な方面での募集活動に尽力して頂き、何名か入職し勤務している状況ですが、病棟クラークの休み時に他のクラークがフォローする人員には達していない状況です。新規入職者が安心して働くことができるよう教育体制を整備して頂きたいと思っております。また、未来に対する安定した雇用を確保しながら働くことができるよう賞与の支給、契約職員化を前向きにご検討いただくことを希望します。

4) ご承知のとおり 2024 年診療報酬改定において、看護職員・病院薬剤師・その他の医療関係職種の賃上げの実現にむけて、「ベースアップ評価料」の創設などの対応がとられました。

医労連からの情報によりますと、県内の他病院では、「4,200 円（短大卒 31 年目以上・52 歳以上）～12,100 円（1 年目短大卒 20 才）」のベアを実現した事例もあるようです。本学における優秀な医療従事者が他の医療機関へ流出することを防ぐためにも、他機関を超える給与の改善をはかられますことをお願いします。

その他、以下の項目につき、これまでどおり臨機応変に活動を継続する。

①教職員からの相談に対応します。

昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。

②全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

2023年度（2023年6月－2024年5月）一般会計決算報告

2024年度（2024年6月－2025年5月）一般会計予算案

収入の部

費目	備考	2024年度予算	2023年度予算	2023年度決算	差額（決算－予算）
前年度繰越金	通帳・現金	2,955,750	2,606,106	2,606,106	0
組合費	常勤職員組合員100名，非常勤職員組合員32名	2,184,000	2,052,000	2,213,800	161,800
「特別会計」からの繰入金		0	0	0	0
旅費	※全大教組合費と相殺	50,000	50,000	0	-50,000
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会，医労連より	50,000	50,000	0	-50,000
その他（利息）		20	20	24	4
その他（寄付金・雑収入）	全大教中国四国地区教研集会開催費支援金	0	0	0	0
収入合計		5,239,770	4,758,126	4,819,930	61,804

支出の部

費目	内訳	2024年度予算	2023年度予算	2023年度決算	差額（予算－決算）
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,207,800	1,190,200	1,183,200	7,000
	徳島県労働組合総連合会費	150,000	150,000	150,000	0
	徳島県医療労働組合連合会会費	48,600	48,600	48,600	0
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	46,800	48,600	46,800	1,800
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	35,000	32,000	33,079	-1,079
小計		1,488,200	1,469,400	1,461,679	7,721
出張費	遠隔地出張費	100,000	150,000	61,500	88,500
	市内近郊出張費	100,000	70,000	58,900	11,100
小計		200,000	220,000	120,400	99,600
活動費	会議費	40,000	10,000	2,852	7,148
	通信費	12,000	12,000	10,539	1,461
	消耗品費	12,000	12,000	10,725	1,275
	印刷費	10,000	50,000	1,155	48,845
	アルバイト人件費	10,000	10,000	0	10,000
	資料費	10,000	10,000	0	10,000
	研修費	10,000	10,000	0	10,000
	文化・レクリエーション費	200,000	100,000	76,395	23,605
小計		304,000	214,000	101,666	112,334
地区活動費（支部費）	常三島地区活動費	30,000	30,000	0	30,000
	蔵本地区活動費	30,000	30,000	0	30,000
小計		60,000	60,000	0	60,000
共闘費	原発撤退・エネルギー転換を求める徳島連絡会費	5,000	5,000	15,000	-10,000
	徳島労連国民春闘討論集会参加費	1,000	1,000	0	1,000
	その他	15,000	10,000		10,000
小計		21,000	16,000	15,000	1,000
その他	事務室整備費	10,000	10,000	0	10,000
	事務室電気料金	20,000	20,000	14,650	5,350
	慶弔費	150,000	150,000	130,000	20,000
	労災保険料	0	0	0	0
	金融機関手数料	22,000	25,000	20,785	4,215
	使途不明金	0	0	0	0
	予備費	2,964,570	2,573,726	0	2,573,726
小計		3,166,570	2,778,726	165,435	2,613,291
支出合計		5,239,770	4,758,126	1,864,180	2,893,946

差引残高

¥2,955,750

(⇒24年度へ繰越)

2023年度 教職員共済生協大学事業所関係決算報告

収入の部

	2022年度決算	2023年度決算	備考
前年度繰越金	601,470	639,910	
事務委託手数料	38,435	32,267	
会議旅費	0	0	
利息	5	6	
その他	0	0	
計	639,910	672,183	対前年度比：+¥32,273

支出の部

	2022年度決算	2023年度決算	備考
組合一般会計へ繰入	0	0	
会議旅費支給	0	0	
その他	0	0	
計	0	0	

2023年度末残高 **672,183**

2023年度 組合基金の現況

	2022年度決算	2023年度決算	備考
出資金 (A)	200,000	200,000	
定期預金 (B)	1,324,360	1,324,394	今期利息 = 34円
普通預金			
繰越金	197,197	214,738	
出資配当金	3,184	3,184	今期配当金 = 4,000 - 816 (税)
利用配当金	14,355	13,644	
利息	2	2	
組合一般会計へ繰入	0	0	
小計 (C)	214,738	231,568	
合計 = (A)+(B)+(C)	1,739,098	1,755,962	対前年度比：+¥16,864

「特別会計」残高合計 = **2,428,145** (対前年度比：+¥49,137)

監査報告書

徳島大学教職員労働組合の2024年の事業執行状況及び会計・財政状況について、同組合規約第20条に基づき監査委員会を開催し、監査を実施しました。

その監査結果を、下記の通り報告します。

記

監査日 2024年6月13日(木)18時00分開始
監査場所 (総合科学部3号館3S12室)

監査日 2024年6月17日(月)17時00分開始
監査場所 (総合科学部3号館3S12室)

監査所見

2024年度における事業報告、収入、予算執行計画及び実施状況について、各地区の出納帳・領収書台帳・預金通帳・貯金通帳などにより監査を実施しました。その結果、それぞれが概ね適正に執行され、表示されていることを確認しました。

徳島大学教職員労働組合 監査委員会

2024年6月17日

監査 (大村和人) 

監査 (上原克之) 

徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的小および政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合（略称「徳大労組」、以下「組合」）という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であった者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

①教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

②病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③行政職

総務部の部長、次長、課長（同等の職位）以上の職にある者、および人事担当職

④NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的小および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。
ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があったとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。

3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。

4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。

代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

5 代議員の任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。任期途中の代議員の転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され、一定期間組合員全員に周知して承認された後、就任した代議員の任期は、前任者の残りの期間とする。

6 代議員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。

7 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 役員および中央委員の選出の承認。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員への制裁。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。

⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、中央委員は、少なくとも毎年度一回、中央執行委員長が招集する。そのほか、中央執行委員長が以下の場合に招集する。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員の五分之一以上が討議事項を示して要求したとき。

3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。

4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準

用するものとする。

- 3 中央委員の任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。任期途中の中央委員の転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され、一定期間組合員全員に周知して承認された後、就任した中央委員の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 4 中央委員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

- 2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

- 2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。
- 3 中央執行委員会の会議は必要に応じて中央執行委員長が招集する。
ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の会議の招集を要求することができる。
- 4 中央執行委員長は中央執行委員会の会議の議長となる。
- 5 中央執行委員会の会議においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 6 中央委員は中央執行委員会の会議に参加することができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。
- ② 大会および中央委員会に提出する事項。
- ③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

- 2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員

をもって構成し次の事務を行う。

- ① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。
 - ② 組合員名簿に関すること。
 - ③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。
 - ④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
 - ⑤ その他書記局事務に関すること。
- 3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告を受け、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。
- ② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関すること。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名
中央副執行委員長 一名
書記長 一名
書記次長 各支部から一名
会計 二名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

- 2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。
- 3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
- 5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。
- 6 会計は、業務を分担して組合の会計事務を処

理する。

- 7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。
- 8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員および中央委員は大会で、事前に行われる選挙の結果の承認を得て選出される。

- 2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。
- 3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。
- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。

任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。

- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。

(専従役員)

第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。

- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された

者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が大会で承認された者とする。

- 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
- 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。

- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第5章 会計

(経費)

第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
- 3 組合費は別規約に定める。
- 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。

第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第6章 組合員

(加入及び脱退)

第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。

- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
- 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
- 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出で承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は、以下の権利を有する。

① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。

② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。

③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。

④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。

⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。

⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。

3 組合員は、以下の義務を有する。

① 大会、中央委員会および中央執行委員会の議決に従うこと。

② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制裁)

第三十三条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。

2 役員であって不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。

3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。

4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。

ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。

5 組合員であつて一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。

滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。この規約は二〇二二年七月二日に一部改正し、二〇二二年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等および NPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000円		
事務職員・技術職員・技能職員	800円	1,600円	2,000円
看護師	1,000円	1,700円	2,000円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000円		
任期付医療技術職員			
非常勤講師	200円		
個別契約	応談（600～2,000円）		

時短勤務期間中の組合費

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
事務職員・技術職員・技能職員	500円	1,000円	1,600円
看護師	600円	1,000円	1,600円
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	600円		
任期付医療技術職員			
個別契約	応談（600～1,600円）		

2 ただし育児休業、介護休業を取得する、有期雇用職員が年10日を超える病気休暇を取得す

るなどして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間

が 30 日以上 60 日未満の場合は 1 月分を、60 日以上 90 日未満の場合は 2 月分を免除し、以下同様に算定することとする。

(制裁)

第四条 組合員であつて、第三条 2 に定める事情を除き、1 年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。(規約の改正)

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しな

ればならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012 年 6 月 30 日一部改正、2012 年 1 月 1 日より施行。2013 年 6 月 29 日一部改正、2013 年 7 月 1 日より施行。2014 年 6 月 28 日一部改正、7 月 1 日より施行。) 2019 年 6 月 29 日一部改正、7 月 1 日より施行。2022 年 7 月 2 日一部改正、7 月 2 日より施行。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 徳島大学教職員労働組合規約（以下単に規約と言う）第 22 条および第 23 条に基づき、本規定を定める。

第 2 条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第 2 章 組合役員の選挙

第 3 条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第 23 条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第 4 条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第 3 条に規定さ

れた選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第 5 条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約 21 条に準拠する。

第 6 条 選挙管理委員会は、規約第 21 条に規定された次の業務を行なう。

(1)選挙公示に関すること。

(2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。

(3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。

(4)投票の有効、無効および当選者の発表に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第 7 条 選挙の公示は投票開始日の 14 日前までに行なう。

第 8 条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届

に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のものは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することにより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場

合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めるものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。

1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。

2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。

2. 出張費の支給額については以下の通りとする。

1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、

宿泊費および日当の合計額とする。

2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。

3) 往復交通費は、鉄道（片道50kmを超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の70%を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。

4) 現地交通費は1日につき2,000円とする。

5) 宿泊費は1泊9,000円とする。

6) 日当は1日3,000円、半日1,500円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が2時間超6時間以下の場合半日分を、同じく6時間

- 超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。
- 7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。
- 8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。

5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。

附則：この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
- A：慶事
- | | |
|----------------|----------|
| 1) 本人の結婚 | 10,000 円 |
| 2) 本人および配偶者の出産 | 5,000 円 |
- B：弔事
- | | |
|--------------|----------|
| 1) 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2) 配偶者の死亡 | 10,000 円 |
| 3) 一親等の親族の死亡 | 5,000 円 |
- C：病気（事故を含む）
- 21 日以上勤務できない場合または 7 日以上の入院
- | | |
|--|---------|
| | 5,000 円 |
|--|---------|
- D：転退職
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む） | 10,000 円 |
| 2) 上記以外の転退職 | 5,000 円 |
- E：上記以外の不慮の災害など
- | | |
|--|--------|
| | 1 万円以内 |
|--|--------|
- で四役が決定

2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。

(1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認)

(2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。)